

寄附の量的制限の概要

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合 職員団体・その他の団体		政 治 団 体					
		総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	政 党		政治資金団体		その他の政治団体	
						総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
政党・政治資金団体		年間 2,000 万円	制限なし	資本金・組 合員数等 ( 4)に 応じて年間 750万円～ 1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その 他の 政 治 団 体	資金管理団体	年間 1,000 万円 ( 1) 候補者等 に対するもの は金銭等に 限り禁止( 3)	年間 150万円 ( 2)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	年間 5,000 万円
	資金管理団体以外 の政治団体		年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	
候補者等			金銭等に 限り禁止 ( 3) その他は 年間 150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	金銭等に 限り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に 限り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に 限り禁止 ( 3) その他は 制限なし	金銭等に 限り禁止 ( 3) その他は 制限なし

- 1 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。  
特定寄附・・・資金管理団体の届出をした候補者等がその者が候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を  
自らの資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するもの。
  - 2 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。
  - 3 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。
  - 4 その他の団体については「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
- (注) 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。